

議事2 デマンド交通試験運行の委託業者選定結果について（報告）

1) 選定方法

予約制乗合タクシーの試行導入にあたっては、現在の小見川循環バスに引き続き、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持事業費国庫補助金）を活用することを前提に検討してきた。

補助の要件として「運送予定者が企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により内定されており、その選定結果に基づき国庫補助要望額が算定されていること。」が求められていることから、**公募によるプロポーザル方式**により事業者を選定した。

プロポーザルの概要

①業務名

香取市デマンド交通試験運行業務

②参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出期限において、香取市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 市税、法人税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 香取市内に本店、支店、営業所又は車庫を有する一般乗用旅客自動車運送事業者であること。
- (6) 試験運行開始までに道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得することができる者であること。

③スケジュール概要

内容	日付
実施要領・仕様書等の配布開始	平成25年5月1日(水)
質問提出期限	平成25年5月8日(水)
質問の回答期日	平成25年5月10日(金)
プロポーザル参加表明書提出期限	平成25年5月13日(月)
企画提案書等提出期限	平成25年5月15日(水)
審査（ヒアリング）	平成25年5月21日(火)

2) 選定結果

市職員で構成される「香取市デマンド交通試験運行業務委託業者選定審査会」を開催し、ヒアリングを含む審査を行った結果、**株式会社 千葉交タクシー** を委託候補者として選定した。

- ①審査会開催日 平成25年5月21日（火）
- ②審査会委員 企画財政部長（委員長）、企画政策課長、社会福祉課長、商工観光課長、道路河川管理課長、教育総務課長、小見川支所長
- ③応募事業者数 1社
- ④委託候補者 株式会社 千葉交タクシー
- ⑤見積金額 5,483,220円（税込）※受付業務含む

株式会社 千葉交タクシーの概要

代表者名

代表取締役 田中重美

事業所の所在地

本店 千葉県成田市花崎町750-1

(小見川営業所 千葉県香取市小見川1313-2)

会社設立の年月日

昭和35年10月18日

資本金

1,000万円

道路運送法に係る業務経歴

昭和35年12月22日 一般乗用旅客自動車運送事業を千葉交通から譲受 認可

平成12年 2月29日 一般乗合旅客自動車運送事業 免許(バス)

平成13年 2月29日 特定旅客自動車運送事業 許可(バス)

平成15年12月19日 一般乗合旅客自動車運送事業 認可(銚子市内路線バス)

平成17年 3月11日 一般貸切旅客自動車運送事業の乗合許可(神崎町コミュニティバス)

平成19年 5月15日 一般乗合旅客自動車運送事業に変更(神崎町コミュニティバス)

平成23年11月14日 一般乗用旅客自動車運送事業の乗合許可(成田市ワゲマド交通)

平成24年 8月 1日 一般貸切旅客自動車運送事業 許可(バス)

平成24年10月26日 一般乗合旅客自動車運送事業に変更(成田市ワゲマド交通)

香取市デマンド交通試験運行業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

香取市では、デマンド交通の有用性や持続可能性を検証、また、今後の公共交通体系全般についての検討につなげることを目的として、デマンド交通の試験運行を実施します。

本要領は、当該業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するための手続き等について、必要な事項を定めることを目的とします。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

香取市デマンド交通試験運行業務

(2) 業務の内容

別紙「香取市デマンド交通試験運行業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

(運行開始日は平成25年10月1日を予定)

特段の事情がない限り、平成28年9月30日まで事業を継続し、試験運行期間は1年間、以後は本格運行とすることを予定していますが、契約は会計年度ごとに締結し、平成26年度以降に契約を更新する際は、当該年度までの事業実績を考慮した上で協議を行います。初年度の委託期間は契約締結の日から平成26年3月31日まで、次年度は試験運行期間を1年間と予定しているため平成26年4月1日から平成26年9月30日までと平成26年10月1日から平成27年3月31日までに委託期間が分かれます。なお、1年間を予定している試験運行の期間は、利用状況等を踏まえて延長する場合があります。

(4) 業務概算額

6,000,000円(税込み)

予約受付業務を含みます。

3. 委託事業者選定方法 公募によるプロポーザル方式

4. 担当部署

香取市企画財政部企画政策課企画調整班
〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地
Tel:0478-50-1206 Fax:0478-52-4566
E-mail: kikaku@city.katori.lg.jp

5. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出期限において、香取市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 市税、法人税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (5) 香取市内に本店、支店、営業所又は車庫を有する一般乗用旅客自動車運送事業者であること。
- (6) 試験運行開始までに道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得することができる者であること。

6. 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内容	日付
実施要領・仕様書等の配布開始	平成25年5月1日(水)
質問提出期限	平成25年5月8日(水)
質問の回答期日	平成25年5月10日(金)
プロポーザル参加表明書提出期限	平成25年5月13日(月)
企画提案書等提出期限	平成25年5月15日(水)
審査（ヒアリング）	平成25年5月21日(火)を予定

7. プロポーザルに係る質問及び回答

- (1) 提出書類
質問書（様式5）
- (2) 提出期限
平成25年5月8日(水)
- (3) 提出方法
電子メールまたはFAXにて提出すること。
(電子メールの時は開封確認、FAXの時は電話で着信を確認すること。)
- (4) 提出先
「4. 担当部署」と同じです。

(5) 回答方法

平成25年5月10日(金)に電子メールまたはFAXにより回答します。質問内容が応募者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該応募者のみに回答し、それ以外については全応募者に回答します。

8. プロポーザル参加表明の受付

(1) 提出書類

プロポーザル参加表明書(様式1)

定款

登記事項証明書(全部事項)

国税(法人税及び消費税・地方消費税)及び市税の納税証明書もしくは滞納のない証明書

本業務に使用する車両2台の写真及び車検証の写し

本業務に使用する車両が属する営業所・車庫等の位置図(様式任意)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

平成25年5月13日(月)午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参に限る。事前に電話連絡すること。

(執務時間:土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(5) 提出先

「4. 担当部署」と同じです。

9. 企画提案書等の受付

(1) 提出書類

企画提案書表紙(様式2)

企画提案書(様式任意)

「香取市デマンド交通試験運行業務委託仕様書」に基づき作成すること。
見積書(様式任意)

「香取市デマンド交通試験運行業務委託仕様書」に基づき作成すること
業務名称及び金額(税込)を記載し、押印すること。

積算内訳も添付すること。(業務内容、項目ごとに歩掛等の詳細を記載)
業務実施体制調書(様式3)

旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経

常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
平成23年10月から平成24年9月に対応したものであること。
事業年度が異なる等の理由により「事業報告書」が提出できない場合は、
仮決算等により合わせて「フィーダー系統収支見込表」(様式4)を提出す
ること。

(2) 提出部数

正本1部・副本10部

(3) 提出期限

平成25年5月15日(水)午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参に限る。事前に電話連絡すること。

(執務時間:土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(5) 提出先

「4.担当部署」と同じです。

10. 事業者の選定手順

事業者の選定手順は以下のとおりとします。

(1) 審査方法

香取市職員で構成された選定審査会で審査を実施する。

(2) 審査(ヒアリングによる審査)

企画提案についてのヒアリングを実施し、下記11.で示す審査基準に基づ
いて評価のうえ、交渉権の順位を決定します。

実施日 平成25年5月21日(火)を予定

会場等 日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

出席者 3名以内

ヒアリング 企画提案の内容等の説明 10分以内

提出した企画提案書に沿って説明してください。

その後、提出書類の内容等に関する質疑応答を行います。

結果通知 審査結果を書面にて通知します。

(3) その他

選定審査会は非公開とします。

11. プロポーザルの審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務評価

運行の安全性確保体制に関すること

利用者の利便性確保に関すること
緊急時・災害時の対応に関すること
乗合タクシー運行の基本的な考えに関すること

(2) 事業者評価

事業の実施体制等
安定したサービス供給能力

(3) 経費評価

(4) 加点評価

12. 契約手続き

- (1) 選定審査会は、提出書類及びヒアリングの内容を11. プロポーザルの審査基準の項目毎に合計し、総合得点により交渉権の順位を決定します。
- (2) 交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行いますが、合意に至らなかった場合や、事業者が辞退した場合、また下記13. 参加事業者の失格に該当することが判明した場合は、交渉権第2位の事業者と同様の手続きを行うものとします。以下、同様とします。
- (3) 交渉が合意に至った場合は、速やかに当該事業者と仮契約を締結します。ただし、本公募型プロポーザルは、平成25年度補正予算の成立を前提に行うものですので、当該仮契約は補正予算の成立を条件に本契約として成立するものとします。なお、この補正予算が成立しなかった場合においても、本公募型プロポーザルに要した費用や仮契約の期間中に発生した費用は、香取市に請求することができません。
- (4) 事業者は、契約締結時に契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければなりません。ただし、香取市財務規則第121条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

13. 参加事業者の失格

- (1) 5. 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定審査会の委員長が失格であると認めた場合

14. その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 企画提案書の提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された書類は返却しません。

香取市デマンド交通試験運行業務委託仕様書

プロポーザル方式にて下記業務を委託する事業者を決定するに当たり、事業者の企画提案方法については「香取市デマンド交通試験運行業務委託に係るプロポーザル実施要領」によるところであります。業務内容の詳細については、この仕様書で定めます。

1. 実施業務の概要

香取市では、地域公共交通総合連携計画に基づき市内の公共交通不便地域等の解消を図るため循環バスの運行を行っていますが、人口の減少、人口密度の低下や高齢者の増加といった社会の変化は進行しており、集落が分散している地区や道が狭隘な地区が多い本市では、従来の大型車による路線定期運行のバスでは対応が困難になっています。そこで、デマンド交通の有用性や持続可能性を検証、また、今後の公共交通体系全般についての検討につなげることを目的として、デマンド交通の試験運行を実施します。

具体的には小見川循環バス東南ルートを休止し、当該ルートの地域において、鉄道駅や小見川支所、病院、ショッピングセンター等の主要施設を結ぶデマンド型の乗合タクシーの試験運行を平成25年10月から1年間の予定で実施します。

国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)を活用し、試験運行期間は1年間、以後は本格運行とすることを予定していますが、契約は会計年度ごとに締結し、平成26年度以降に契約を更新する際は、当該年度までの事業実績を考慮した上で協議を行います。初年度の委託期間は契約締結の日から平成26年3月31日まで、次年度は試験運行期間を1年間と予定しているため平成26年4月1日から平成26年9月30日までと平成26年10月1日から平成27年3月31日までに委託期間が分かれます。なお、1年間を予定している試験運行の期間は、利用状況等を踏まえて延長する場合があります。

2. 業務名 香取市デマンド交通試験運行業務

3. 事業主体 香取市

4. 運行主体

試験運行の開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの者。なお、許可申請等に要する費用は、受託者が負担するものとする。

5. 業務委託期間

契約締結の日から平成26年3月31日まで

(運行開始日は平成25年10月1日を予定)

6．運行区域

運行区域は、香取市小見川地区の小見川循環バス東南ルート運行対象区域(範囲図は別紙)とする。ただし、区域外の下記に記載する施設との間の輸送を含むものとする。

・アピオ ・小見川ひまわりクリニック

7．業務内容

(1) 道路運送法第5条に基づく許可申請業務

許可申請に要する費用は受託者が負担する。

(2) 国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付申請業務

交付申請に要する費用は受託者が負担する。

(3) 運行業務

運行方式

区域内デマンド運行(ドア・ツー・ドア方式)

ただし登録利用者の自宅以外は、共通乗降場所を設定して目的地を限定

運行車両について

・運行車両

受託者が所有するセダン型タクシー車両(緑ナンバー)

有償運行を実施するため営業車である必要がある。

・車両台数

2台 ただし、事故等緊急時は代車手配等の措置をとること

・車両表示

車両の両側面にデマンドタクシーと分かるように表示

(案：マグネットシートを貼付)

市が事業者に必要な数を貸与

乗降場所

・乗降場所の位置

登録利用者の自宅、及び公共公益施設等の共通乗降場所 合計32か所(別紙)

乗降場所は現時点での予定です。今後、変更になる可能性があります。

・乗降場所の表示

現場において乗降場所の表示はせず、乗降位置をリスト化(各乗降場所の乗降位置を一覧表にして公表)

運行方法

予約による区域内デマンド運行。予約のあった時のみ運行

・運行日

平日のみ運行(平成25年10月1日から平成26年3月31日まで)

ただし、12月29日から1月3日までは運休とする。

・運行時間

8時～17時

・運行ダイヤ

8時便から16時便までの1時間に1本の便設定(9便)

・運賃

大人400円、中高校生200円、小学生100円(未就学児は無料とするが、利用者登録をした保護者の同伴が必要(有料))

障害者手帳保持者は割引運賃100円を適用し、その介助者は無料

また、回数券12枚綴り4,000円を作成する。

運転者が利用者から運賃を受領するものとする。受領した運賃は、市の指定する期日までに市へ納入すること。支払方法は、受託者と市で別途協議します。なお、回数券は市が作成します。

任意保険加入

本業務に使用する車両は、下記の保険に加入するものとする。加入手続き及び保険料の支払は、受託者が行う。

- ・対人賠償無制限
- ・対物賠償無制限
- ・人身障害3000万円以上

(4) 予約受付業務

利用者からの予約を電話により受付する。専用回線を設置すること。

午前8時から午後5時までの受付とし、原則当日、利用する便の1時間前までの受付とする。ただし、午前8時と午前9時の便は前運行日の午後5時までの受付とする。

予約受付業務は、受託者において実施するとの企画提案も、実施しないとする企画提案も受け付けます。受託者において実施しないこととなった場合は市が実施しますが、その場合は配車及び運行管理業務を行う受託者との伝達方法(FAX等の通信機器)を別途協議します。

(5) 配車及び運行管理業務

予約内容に沿った運行プランを作成するとともに、運行プランを運転者に伝達する。

(6) その他

アンケート用紙の配付・回収

運行車両の車内で利用者を対象としたアンケート用紙の配付・回収を行う。

アンケート用紙は市が作成します。

運行記録の報告

利用者数、料金、走行距離等の運行記録に関する日報を作成し提出する。

事故報告

事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書を作成し提出する。

苦情処理等

利用者からの苦情・問い合わせ等に誠実に対応するとともに、苦情の処理について

は苦情等処理報告書を作成し提出する。

利用者からの意見・要望があった場合は当該報告書にて提出願います。

8. 利用対象者

事前に利用者登録をした、運行範囲内に在住する香取市民とする。なお、利用者募集等は市で行い、運行開始の概ね約2週間前には事業者に登録者名簿と登録者位置図（自宅等を明記したもの）を配布する。また、運行開始後も利用者の募集を行うので、名簿は順次事業者に送付する。

9. 委託料

委託料の支払いについては、見積額により算出した運行経費をもとに受託者と市が協議して決定した金額を委託料として支払うものとする。支払方法は、受託者と市で別途協議する。国からの補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）が事業者に交付された場合は、事業者はその額を市へ納付するものとする。

上記のとおり定額での委託料支払いを想定していますが、合理的な他の委託料算出方法があれば、その企画提案も受け付けます。（通常のメーター料金と運賃収入等との差額など）

10. 業務スケジュール（予定）

- | | |
|------------|----------------------|
| 平成25年5月～6月 | 国の補助制度に関する資料作成 |
| ○ 6月～9月 | 運行準備（運行許認可事務、運転手研修等） |
| 10月 | 試験運行開始 |
| ○ 適宜 | 試験運行に係る利用者アンケートを実施 |
| 平成26年3月31日 | 試験運行第1期終了 |

事業実績等を踏まえて、次会計年度以降の契約に関する協議を行います。

11. 注意事項

- (1) 委託期間中に発生した、この試験運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受託者が負うものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、市と打合せを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められる事項については、その都度、市と協議すること。
- (4) この試験運行は、市のパートナーとしてまちづくりを担うという認識のもと、運行に臨むものとする。

12. その他の事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、市と受託者が別途協議する。

13. 問い合わせ・提出先

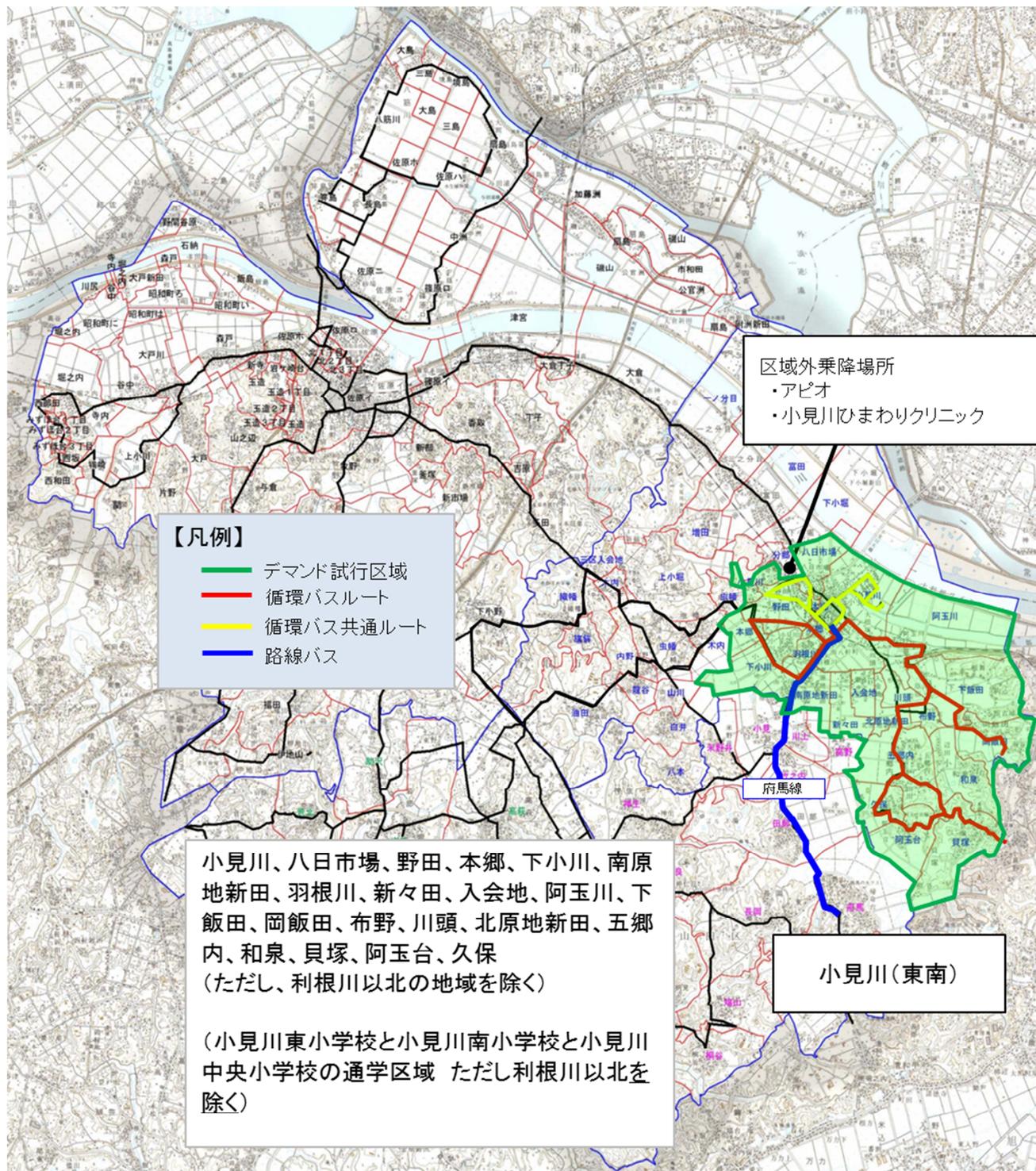
香取市企画財政部企画政策課企画調整班 担当：石毛

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

Tel:0478-50-1206 Fax:0478-52-4566

E-mail: kikaku@city.katori.lg.jp

運行区域図



共通乗降場所

公共公益施設等 合計 32 箇所

(1) 病院・医院

中田内科医院、馬場医院、本多病院外来附属診療所

石橋医院、小見川総合病院、小見川ひまわりクリニック、本多病院

(2) 郵便局

小見川郵便局、小見川東郵便局、小見川八軒町簡易郵便局

(3) 金融機関

千葉銀行小見川支店、京葉銀行小見川支店、佐原信用金庫小見川支店

銚子商工信用組合小見川支店、JAかとり小見川支店

(4) 公共施設等

いぶき館（小見川支所、保健センター、文化会館、文化財保存館、小見川図書館）

さくら館（社会福祉センター）、地域活動支援センター、

スポーツコミュニティセンター、B & G 海洋センター、城山公園、くろべ運動公園

おみがわ聖苑、小見川消防署、少年自然の家、小見川幹部交番、香取市商工会

(5) 大規模小売店舗

アピオ、マルヘイストア、カインズ、しまむら

(6) 交通結節点

小見川駅

香取市デマンド交通試験運行業務 委託者選定審査基準表

大項目	審査の項目	審査の視点	配点
業務評価	1 運行の安全性確保体制に関すること ・乗務員管理体制 ・車両点検・整備体制 ・安全指導・教育体制 ・その他安全管理の取組	・乗務員の勤務等の管理体制は整っているか ・日常的な車両の点検や整備の体制は十分か ・安全運行に関する乗務員への指導及び教育体制は整っているか ・その他安全に関する独自の取組を行っているか	10
	2 利用者の利便性確保に関すること ・予約から送迎までの具体的な業務実施手法 ・高齢者・障がい者等への配慮 ・苦情等への対応 ・その他サービス向上への取組	・予約電話受付から配車・送迎まで、スムーズな業務実施体制となっているか ・高齢者・障がい者等の利用者に対する配慮がなされているか ・苦情等への対応が十分に考えられているか ・その他利用者サービス向上に向けた提案がなされているか	20
	3 緊急時・災害時の対応に関すること ・緊急事態への対応 ・災害等発生時の対応	・事故等緊急時の処理体制、連絡体制は十分か ・災害（台風・積雪等）時の対応は妥当であるか ・その他緊急時・災害時の対応に効果的な提案（代車・人員配置等）がなされているか	15
	4 乗合タクシー運行の基本的な考えに関すること ・業務に対する取組姿勢 ・その他事業改善につながる提案	・乗合タクシーの役割等について認識しているか ・将来的な乗合タクシーの運行改善につながる具体的な提案、もしくはサービスの向上に意欲的な姿勢が示されているか	15
事業者評価	5 事業の実施体制等 ・事業者としての実績	・営業所は効率的な運行が可能な位置か ・乗合タクシーの事業実施に必要な知識・経験を有しているか	10
	6 安定したサービス供給能力 ・事業者の経営状況 ・従事者の確保状況 ・車両保有台数 ・その他の設備状況	・財務状況は健全か（経常損益の状況、納税状況） ・業務の実施内容に見合った人員を有しているか ・業務の実施内容に見合った車両を有しているか ・その他事業を円滑に実施する設備等を有しているか	10
経費評価	7 見積書	・安全運行のために必要な経費等を確保しているか ・能率的かつ適正な業務実施を前提に、経費を精緻に見積っているか ・経費の比較	20
(加点評価)		・受付業務を事業者が受託する提案をしている	(30)
		合計	100 (130)